

交通政策審議会交通体系分科会環境部会 「排出枠の割当方式検討小委員会」の開催について

○趣旨

排出量取引制度における排出枠の割当方式としてベンチマーク方式を採用する国土交通省が所管する事業分野について、ベンチマーク指標等の排出枠の割当方式の検討を行うため、交通政策審議会交通体系分科会環境部会運営規則（平成 18 年 12 月 21 日）第 1 条の規定により、排出枠の割当方式検討小委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

○検討スケジュール

8 月以降、月 1 回程度開催し、令和 7 年 11 月上旬頃を目途にベンチマーク指標案をとりまとめる予定。

○調査審議の成果

調査審議の成果については、国土交通省が所管する事業分野における排出枠の割当方式の検討に活かす。

**交通政策審議会交通体系分科会環境部会
「排出枠の割当方式検討小委員会」会議の運営に関する事項**

令和7年8月27日

交通政策審議会交通体系分科会環境部会排出枠の割当方式検討小委員会委員長

交通政策審議会交通体系分科会環境部会排出枠の割当方式検討小委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項について、以下の通り定める。

（委員長）

第1 委員長は、議長として会議の議事を整理する。

（委員以外の者の出席）

第2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（会議の議事録及び議事の公開）

第3 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

3 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

（雑則）

第4 この要領に定めるもののほか、会議の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

交通政策審議会交通体系分科会環境部会
「排出枠の割当方式検討小委員会」の設置について

令和 7 年 8 月 5 日
交通政策審議会交通体系分科会
環境部会長 決定

排出量取引制度における排出枠の割当方式としてベンチマーク方式を採用する国土交通省が所管する事業分野について、ベンチマーク指標等の排出枠の割当方式の検討を行うため、交通政策審議会交通体系分科会環境部会運営規則（平成 18 年 12 月 21 日）第 1 条の規定により、排出枠の割当方式検討小委員会を設置する。

排出枠の割当方式検討小委員会の運営については、交通政策審議会交通体系分科会環境部会運営規則の定めによるほか、議事の手続きその他の運営に関し必要な事項は、小委員会の委員長が定めるものとする。

(参考)交通政策審議会交通体系分科会環境部会運営規則(抄)

(小委員会の設置)

第1条 環境部会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属すべき委員等(交通政策審議会交通体系分科会運営規則第2条第2項の「委員等」をいう。以下同じ。)は、環境部会に属する委員等のうちから、環境部会長が指名する。

(委員長)

第3条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、環境部会長が指名する。

2 小委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を当該委員会に属する委員等に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を環境部会長に報告するものとする。

(議事)

第4条 小委員会の議事については、交通政策審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

(参考)交通政策審議会運営規則(抄)

(議長)

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、会長が定める。